

## 平成 24 年度 第 2 回市川市教育振興審議会

日時 平成 24 年 8 月 24 日 (金)

午後 3 時 00 分から

場所 市川市役所 第 5 委員会室

1. あいさつ

市川市教育振興審議会 会長 大熊 徹

2. 平成 2 3 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての  
点検及び評価について (調査審議及び答申)

3. 次期市川市教育振興基本計画の策定について

4. その他

# (案)

平成 24 年 8 月 24 日

市川市教育委員会  
委員長 宇田川 進 様

市川市教育振興審議会  
会長 大 熊 徹

平成 23 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

平成 24 年 7 月 17 日付け市川第 20120615 - 0253 号で市川市教育振興審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき答申いたします。

## 記

答 申 教育委員会が行った点検及び評価は、おおむね妥当である。

ただし、次に掲げる事項については、再考されたい。

- (1) 市民への説明責任を果たす観点から、評価理由を追補されたい。
- (2) 施策の評価の整合性を保たれたい。

## 1 審議経過

本審議会は、平成24年7月17日、教育委員会から「平成23年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく平成23年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「内部点検評価報告書」の提示を受けたところであるが、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「市川市教育振興基本計画基本計画編」（平成21年3月策定）の具体的な方策を定めた「市川市教育振興基本計画実施計画編（前期）」（平成22年1月策定）に掲載された平成23年度の実施事業について、それを所管する課等による点検及び評価が行われた後、教育委員会事務局幹部職員が点検及び評価を行い、その後、教育委員による点検及び評価が行われており、適切であると評価した。

そこで、本審議会における調査審議は、「内部点検評価報告書」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、施策ごとではなく施策の前提となる施策の方向ごとに、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、その評価とは別に、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

## 2 答申理由

本答申のうち、再考を求める部分の理由は、以下のとおりである。

- (1) 「市民への説明責任を果たす観点から、評価理由を追補されたい。」  
について

例えば、施策 1 - 1 - 2「命を大切にする教育の推進」の実施事業「薬物乱用防止の取り組み」及び施策 1 - 1 - 5「読書教育の推進」の実施事業「読書コミュニティの推進（地域教育課）」は、進捗の評価をそれぞれ「B」とし、一部は計画通りに進められなかったとしているが、その理由については特に記載がない。

市民への説明責任を果たす観点から、進捗の評価を「B」とした実施事業については、その一部を計画通りに進められなかった理由を明らかにすべきである。

- (2) 「施策の評価の整合性を保たれたい。」について

施策 3 - 2 - 4「海外からの子どもたちへの支援」の施策の成果の指標の 2 3 年度の現状に関する分析において、「本指標は後期計画には位置づけられないことになっている」と記載した上、内部評価の結果の今後の改善点を「改善を図る点は特になく、現在の計画に沿って推進する」としている。

一方、3 - 4 - 1「生涯学習機会の充実」の内部評価の意見において、「後期実施計画では指標を修正しており、新たな指標をもとに施策の達成状況の検証を図っていく必要がある」と記載した上、内部評価の結果の今後の改善点を「実施事業の進め方について改善を図る」としている。

これらは、いずれも指標を変更することを前提としていることから、内部評価の結果の今後の改善点に相違を生じさせるべきではないと考える。したがって、その整合性を図るべきである。

### 3 今後の施策の推進に関する意見

#### (1) 基本的方向1 子どもの姿

- ① 施策1-4-2「情報教育の推進」の施策の評価の指標2「家庭教育学級で情報モラル教育を扱った講座数」は、22年度よりも減少しているが、1-3-4「性に関する教育の充実」の施策の評価の指標2「家庭教育学級で性に関する教育を扱った講座数」は、増加している。

その要因は、家庭教育振興大会において、性教育講演会を実施したことにより、その講師を招く家庭教育学級が増えたためとのことであり、家庭教育学級の講座開催に当たっては、学習テーマに沿った講師の選定が重要なポイントになっていると考えられる。

そこで、教育委員会が優れた講師の情報提供を行うことにより、講座数の増加が見込めることから、情報モラルをはじめ、各分野の講師の情報提供を積極的に行っていただきたい。

- ② 施策1-5-1「歴史や文化に関する教育の推進」の施策の成果の指標1「『市川市の歴史や文化に関心をもっている』と回答する児童生徒の割合」及び指標2「市川市の歴史や文化に関する意識を高めるための環境整備が整っていると感じている教職員の割合」とともに増加している。

このことは、実施事業「教育普及事業（教職員研修事業）」により若手教員を中心とした教職員の市川市の歴史や文化に関する意識が高まり、その指導を受けた児童生徒も市川市の歴史や文化に関心をもつに至ったと考えることができることから、今後も引き続き施策の推進を図っていただきたい。

#### (2) 基本的方向2 家庭・学校・地域の姿

- ① 施策2-2-4「教職員が子どもと向き合う時間の拡大」の施策の評価の指標1「教職員の意識（『子どもとじっくり向き合うことがで

きている』と回答する教職員の割合)」は、22年度よりも増加している。

この「子どもと向き合う時間」は、いじめや学力の問題等のすべてに関わるものである。一般的には、放課後に補習をしたり、悩み事の相談にのったりする時間を指すと考えられるが、授業を含め子どもと一緒にいる時間や、子どもの提出物を見ながら子どものことを考える時間もこれに含まれると考えられ、その時間を拡大することは重要である。

したがって、更なる施策の推進を図る必要があるが、その推進に当たっては、教職員の意欲に頼るのではなく、教育委員会において具体的な方策を講じていただきたい。

- ② 施策2-3-1「地域を支える人材の育成」の施策の評価の指標「コミュニティクラブに登録するボランティアの人数」は、22年度よりも増加しているものの、目標値に達しておらず、地域ボランティアの担い手が減少していると感じる。

事実、施策2-4-2「家庭・学校・地域と連携した学校の活性化」の実施事業「コミュニティサポート事業（学校の支援）」において、学校の要望に応えられる地域の人材を提供することが困難な現状にある。

この現状を改善するため、市長部局との連携を図り保有するボランティアの情報を共有するなど、学校の要望に応えられる地域の人材を確保していただきたい。

- ③ 施策2-4-1「家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進」の内部評価の意見において、「実施事業の進め方について改善を図る必要がある。」「今後の『読書コミュニティの推進』は、教育センターの事業を軸とし、様々な読書活動のネットワーク化を図るなかで、さらなる推進が求められている。」と記載している。

現在、読書コミュニティの推進は、教育センター及び地域教育課に

において取り組んでいるが、今後、教育センターにおける事業を中心に推進するようである。

しかしながら、市川市の読書教育は、学校の読書教育から独立して地域の保護者が読書会を創設し、地域が中心となって取り組みが進められ、その後、学校の読書教育を支援してきた歴史があることを踏まえ、今後も両課において読書コミュニティの推進を図っていただきたい。

### (3) 基本的方向 3 市川の教育の姿

- ① 施策 3 - 2 - 1「特別支援教育の推進」の内部評価の意見において、「実施事業の進め方について改善を図る必要がある。」、「今後も必要に応じ、適切な人材配置が求められることから、補助教員増員のための予算確保に努めていく必要がある。」と記載している。

特別に支援を要する子どもたちは増加しており、補助教員がいないと教育活動が困難な状況にあると考えられる。

このような現状を的確に捉え、補助教員を増員しようとすることは評価できることから、その実現に向けて事業を推進していただきたい。

- ② 3 - 3 - 3「放課後の子どもの居場所づくりの推進」の実施事業「子どもが安心して遊べる新たな場所の検討」は、進捗の評価を「B」とし、一部は計画通りに進められなかったとしている。

近年、子どもたちが安心して遊べる遊び場として、公園のように砂場や遊具を設けず、広場を開放し、そこで子どもたちが創造力を働かせて遊びを楽しむ、「プレーパーク(冒険遊び場)」が設置されている。

このことから、本市においても「放課後の子どもの居場所づくりの推進」の一環として、その設置について検討していただきたい。

以 上

市川市教育振興審議会

会 長	大熊 徹
副会長	山崎 繁
委 員	中田洋二郎
委 員	渡邊 智子
委 員	油井 宏子
委 員	小谷 陽子
委 員	西宮 敬子
委 員	ハリス 貴子
委 員	角谷 好枝
委 員	田島 雄光

# 「次期市川市教育振興基本計画」策定に向けて

## 1. 計画の策定方針

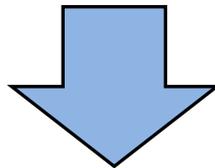
○市川市教育振興基本計画の「策定方針」を定める

- ◎ 策定方針の確定
  - ・計画策定の趣旨
  - ・計画期間
  - ・計画の策定期間

## 2. 現状把握と課題整理

○市川の教育の現状把握と教育課題の把握

- ◎現状と課題の把握
  - <基礎資料の収集>
    - ・点検評価報告書（平成21年度から23年度）
    - ・アンケート調査や各課の独自調査
    - ・ヒアリング等



## 3. 基本計画の骨子

○市川の教育が目指す「基本理念」と「基本的な方向」の検討

### ◎基本計画の骨子案の検討

- 計画の全体像
  - ・基本理念
  - ・基本的な考え方
  - ・基本的方向
- 基本的方向と施策の体系
  - ・目標
  - ・施策の方向
  - ・施策

- ◇他の計画との整合性
  - ・教育振興基本計画（国）
  - ・千葉県教育振興基本計画（県）
  - ・市川市総合計画（市）
- ◇新学習指導要領

